

養育費受け取り支援の充実について

1 目的

区では、意識啓発、相談支援、公正証書作成等手数料補助、裁判外紛争解決手続（ADR）利用補助により、養育費の受け取りを支援してきた。

令和8年4月1日より施行される民法等改正法により、養育費の受け取りに関する制度等が見直され、父母の協議や家庭裁判所への申立て等により子の利益の確保が図られることになるが、そのための支援が必要である。

そこで、養育費の受け取りに関する弁護士相談に係る費用の一部を補助し、法的な相談支援を行うことで、親の離婚による子供の経済的な負担を最小限にとどめ、その健やかな成長を支える。

2 事業内容【充実分】

弁護士相談費用補助

弁護士に子の養育費の受け取りに関する法律相談をした場合に、児童の扶養者に対して費用の一部を補助する。

- (1) 対象者 養育費の取決めの対象となる児童(18歳以下)を扶養する区内在住の母又は父(ただし同案件で他の支援を受けていないこと)
- (2) 対象経費 子の養育費の受け取りに関する弁護士相談費用(養育費の取り決め、養育費の履行確保、その他養育費受け取りに係る相談)
- (3) 補助額 対象経費(上限1万1千円)

3 予算額(案)【充実分】

歳入 82千円

歳出 110千円

4 周知について

広報たいとう、区ホームページ等

5 今後の予定

令和8年4月 事業開始

～養育費に関する支援体制～

